

就学援助制度をご存じですか？

「就学援助制度」は、経済的な理由で就学が困難なお子さんの保護者のかたに、就学に必要な経費の一部を援助する制度です。制度の利用を希望されるかたは、**毎年度の申請が必要**です。



▲詳細はこちら

対象者 市内在住の、白岡市立小・中学校に通うお子さんのいる、次のいずれかに該当する保護者

- ①生活保護の停止又は廃止を受けたかた
- ②児童扶養手当を受給されているかた
- ③令和6年度の世帯全員の住民税が非課税のかた
- ④保護者と生計を同じくする世帯員全員の前年の所得額が、生活保護基準の1.3倍以下のかた
- ⑤その他災害、病気などの理由で、教育委員会が特に必要と認めたかた

申請方法 4月から援助を受ける場合は**3月1日(金)～4月30日(火)(必着)**に申請書などを窓口または郵送で提出

※5月1日以降に申請した場合、申請した月の翌月から援助開始となります。
※令和6年度の受付は、令和7年2月28日(金)まで

支給時期 9・1・3月に、指定の口座に援助費を振り込みます。

問合せ 教育指導課学務担当
☎0480(92)1111
内線264・265



援助内容・年間支給限度額

支給項目/対象学年・限度額		小学校		中学校	
学用・通学用品費		1学年	11,630円	1学年	22,730円
		2～6学年	13,900円	2～3学年	25,000円
校外活動費	(宿泊なし)	全学年	1,600円	全学年	2,310円
	(宿泊あり)	5学年	3,690円(1回のみ)	1～2学年	6,210円(1回のみ)
新入学児童生徒学用品費 (4月から援助開始のかたのみ)		1学年	54,060円	1学年	63,000円(年額)
修学旅行費		6学年	実費	3学年	実費
学校給食費		全学年 実費		全学年 実費	
スポーツ振興センター災害共済掛金		全学年(加入者) 460円			

(金額は、令和5年度の額です。)

「追納」で老齢基礎年金額を増やしませんか？

国民年金保険料の免除や猶予期間があると老齢基礎年金額の年金額は全額を納付した場合と比べて少なくなってしまうますが、10年以内に免除・猶予期間の保険料を追納(後から納付)する

ことで、増やすことができます。また、追納分は、市民税・県民税の申告で、社会保険料控除の対象になります。

申込方法

春日部年金事務所または市保険年金課に国民年金保険料追納申込書を提出してください。
※お急ぎの場合は年金事務所へ

3月31日(日)までに納付する場合の追納額(口座振替、クレジット納付不可) (円)

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	備考
平成25年度分	15,220	11,420	7,610	3,810	納付期限は各月末
平成26年度分	15,370	11,530	7,680	3,840	
平成27年度分	15,700	11,770	7,840	3,930	
平成28年度分	16,360	12,260	8,180	4,080	
平成29年度分	16,570	12,430	8,280	4,140	
平成30年度分	16,410	12,300	8,200	4,100	
令和元年度分	16,460	12,350	8,220	4,110	
令和2年度分	16,570	12,420	8,290	4,140	
令和3年度分	16,610	12,460	8,300	4,150	追納加算額はありません。
令和4年度分	16,590	12,440	8,290	4,150	

《注意》

- ①保険料免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。
- ②4分の3・半額・4分の1免除を承認されていた場合、それぞれの減額された保険料が納付済みの場合に限り、追納できます。
- ③原則、承認などをされた期間のうち、古い期間からの納付となります。

問合せ 春日部年金事務所 ☎048(737)7112 / 市保険年金課国民年金担当 ☎0480(92)1111 内線140・149